

栃木県支部

栃木県内における指定管理者制度の動向と今後の対応についての調査研究

2003年(平成15年)に地方自治法が改正され、2006年(平成18年)9月までに、自治体は公の施設の管理運営について、直接管理運営するか、指定管理者による管理運営にするかの選択をしなくてはなくなりました。法律上の施行は2006年9月からでしたが、条例改正の必要もあり、多くの自治体では実質4月から導入されました。2006年4月時点では、合併時期により、一部導入が遅れているところがありますが、概ねの自治体において指定管理者制度の導入は進んできています。

制度導入の背景として、財政の現状からは、将来展望が見えず、財政破綻の危機が迫っていることに端を発しています。そこで従来から進められている「規制緩和の動き」や「官から民へ」の流れの中から、民間パワーの活用による「住民サービスの向上」と「施設管理費経費の節減」を目指した流れとなってきたのだといえます。

この状況から、栃木県における指定管理者制度の現状を調査して、今後の進むべき提案を構築する検討資料とするために行ったものです。

調査の回答から見えたものは、公の機関からの本格的導入にはまだ次期が早いと判断されているものと推測され、さらに公の機関でも問題や従来の外郭団体の課題が少し明確になったと感じています。調査の結果、地域的な格差もありその取り組み方にも多くの思考方法があり、1つにまとめることは大変に困難だと思われます。

指定制度を導入した施設も幅広く対応の内容も多くあり、現在では指定管理者制度活用の範囲外であっても、今後は範囲内になると予想されるものなど、多くの課題は残っていると感じています。

よって、アンケート以外の背景など全体を見てまとめることになり、多くの時間と期間を要した内容です。その結果としては、指定管理者制度活用における提案としては、最後に提言として掲載しましたので、今後の参考になれば、幸いだと思ふ次第です。時代の変化により、さらに指定管理者制度も変化するものと思われます。今後もこの活動に注目して、地域の貢献をしたいと思っております。